

高松塚古墳仮整備に係る設計変更の内容について

1 発掘調査成果を基にした古墳の復元形状の変更（報告）

仮整備のための情報を得るために実施した発掘調査成果を基に、復元する古墳の形状を変更する。主な変更点は、前回の古墳壁画保存活用検討会（平成21年3月9日）において示したが、これに加えて下記の変更も行う。（図1、2）

- ・ 石室を覆う版築は水平ではなく、石室中心付近で最も高くなっていることから、墳丘上段部の中心は石室の中心に合わせていたと想定する。

【参考】

3月の古墳壁画保存活用検討会で示した内容は以下のとおりである。

- 仮整備に影響する主な発掘調査成果
 - ・ 墳丘内で礫（れき）詰の暗渠が検出された。
 - ・ 墳丘東南部で周溝が検出された。
- 復元形状の主な変更点
 - ・ 礫詰め暗渠の検出位置を基に、墳丘裾部等の標高を下げる。これにより、墳丘南側の勾配が従来より急になる。
 - ・ 当初は地形に即して、墳丘上半部が西側に傾いた形状での復元を計画していた。しかしながら、礫詰め暗渠が東西対称の位置に検出されたことにより、古墳南面からの形状が対称性を重視して計画された可能性が高まったことから、墳丘上半部（テラス部より上）は南側から見て東西対称の形状とする。
 - ・ 墳丘東南部の周溝を、検出された遺構に即した形状に変更する。

2 その他の変更事項（報告）

上に示した古墳の復元形状の変更以外では、古墳の理解を深めるため、また、公園施設としての安全性確保のため、以下の事項を整備内容に追加する。

- (1) 古墳南東部の周溝で発見された暗渠排水施設を表現する
ただし、西側の暗渠については位置が不明なため表現しない。
- (2) 古墳周辺において、古墳の南北軸を表現する
古墳の南面において（古墳下から広場にかけて）、舗石等を用いて南北軸を表現する。
- (3) 古墳周囲に柵及び低木の植栽帯を設ける（図3）
見学者の安全確保、及び、古墳の保護のため、見学者が古墳の中に立ち入らないようにする。

3 復元整備における盛土の追加（かさ上げ）について（案）

前回の古墳壁画保存活用検討会で報告したとおり、発掘調査時の土層観察用畔（東南側の周溝部分）や未発掘部分（東北側の周溝部分）等が当初計画整備高よりも高い位置に残っているため、これを保護した形に整備方法を変更する必要がある。

古墳全体において本来の形状を復元整備するために、全体に1 mのかさ上げを行うこととしたい。（図4、5、6）

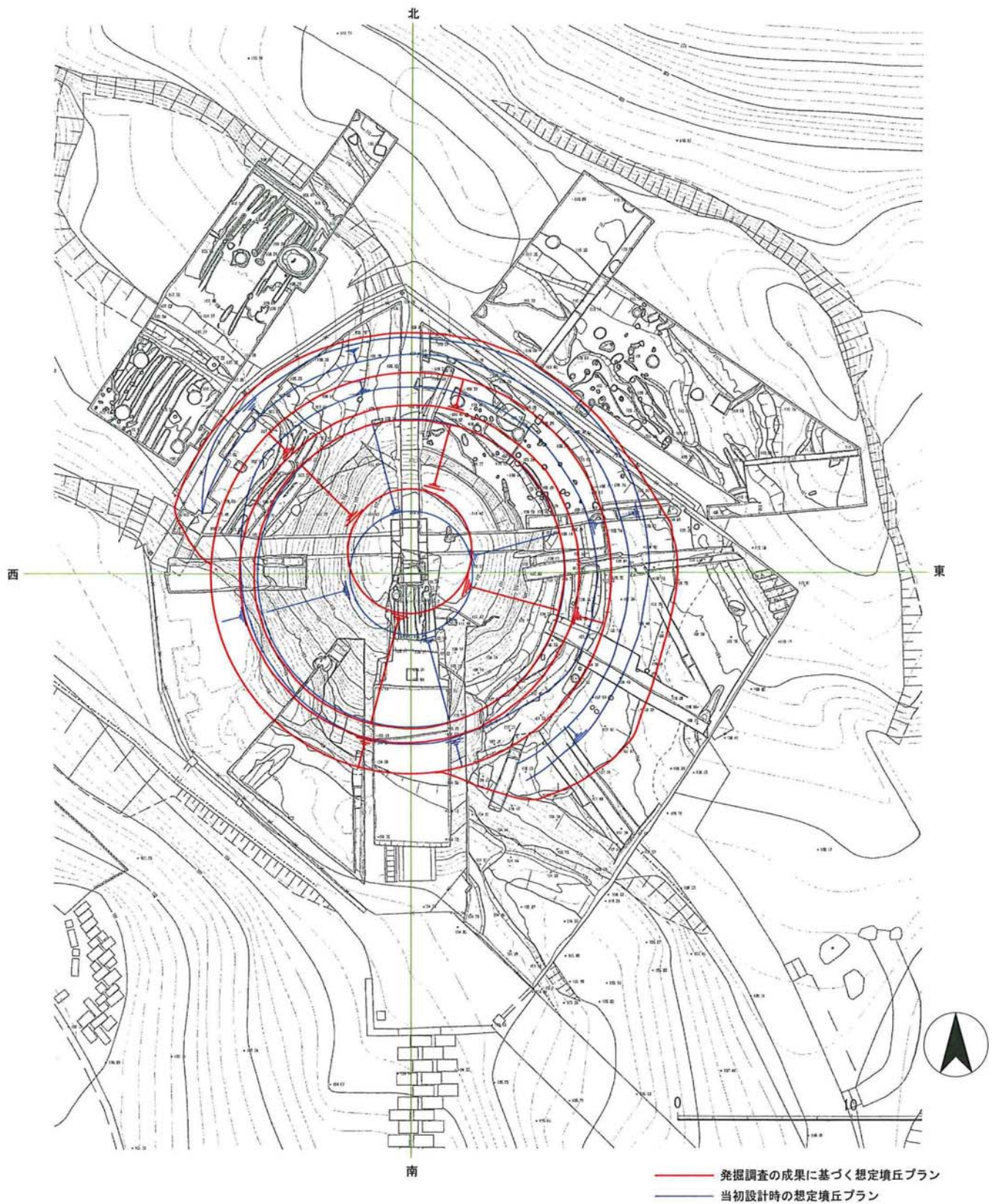
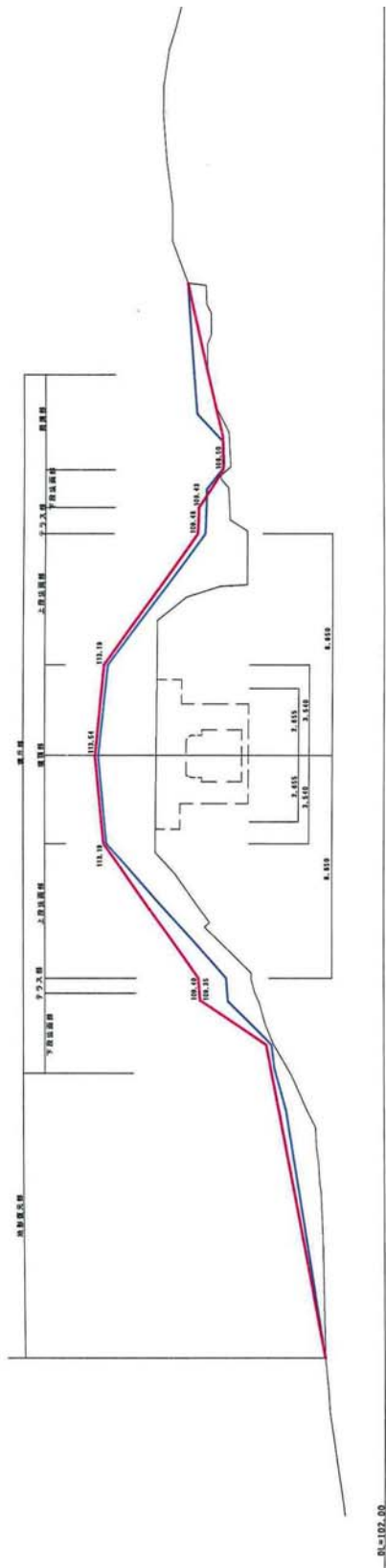


図1 当初の復元設計と発掘後の復元考察案（平面図）
（赤：発掘後案、青：当初設計）

東-西断面図



南-北断面図

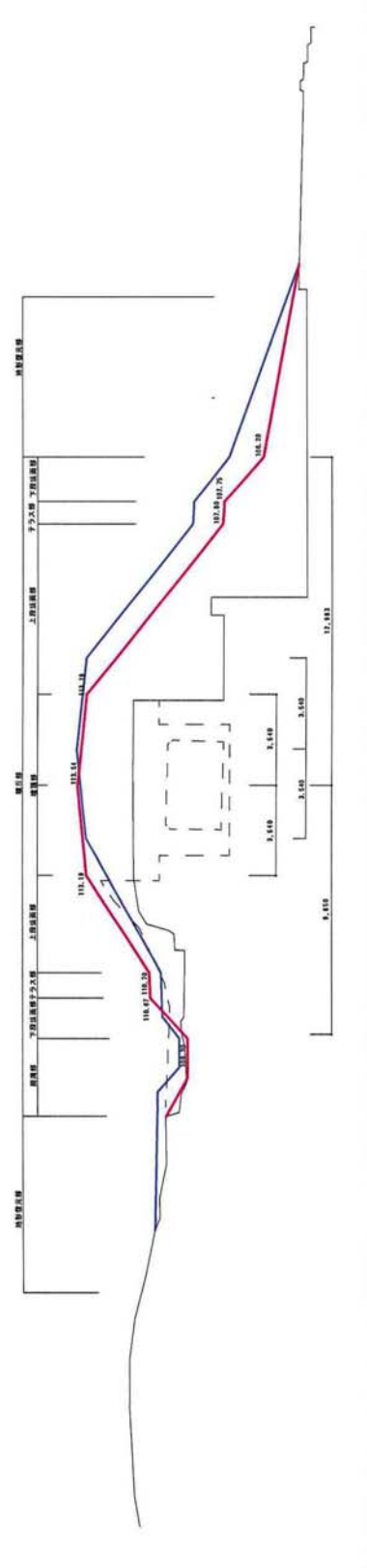


図2 当初の復元設計と発掘後の復元考察案（東-西・南-北断面図）
 （赤：発掘後案、青：当初設計、黒：遺構検出面及び現況地形等）



図3 基本計画における整備イメージ（上）と現在の整備イメージ（下）

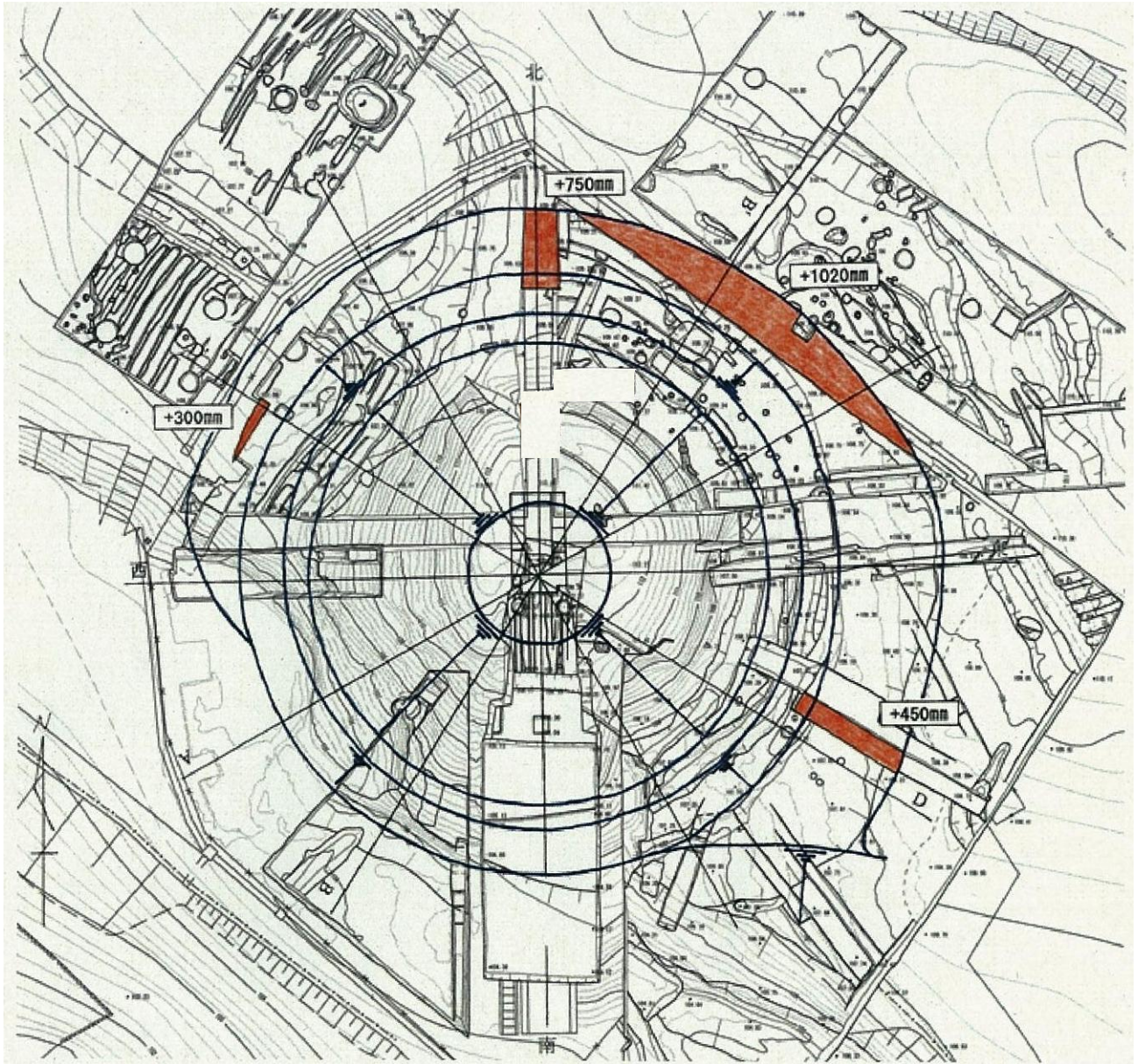


図4 発掘後の復元考察案と遺構検出面・現況地形との上下関係
 (赤色は発掘後の復元考察案で整備した場合の突出部(畔、未発掘部分等))



図5 墳丘北東裾部における周溝等の検出状況と未発掘部分（東から）
（青色は周溝、赤色は周溝上の未発掘部分）

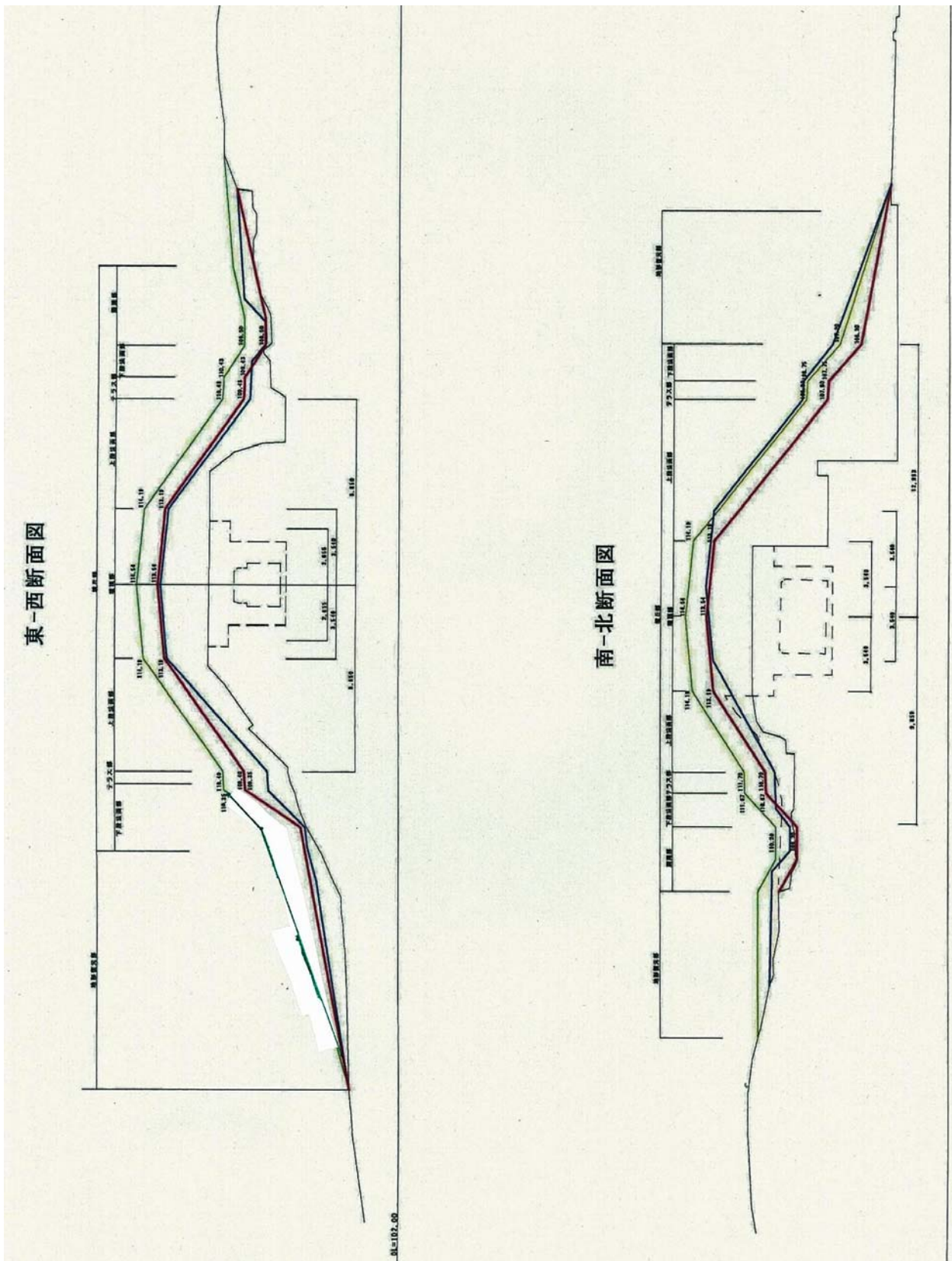


図6 整備案の検討（東-西・南-北断面図）

（緑：1 mかさ上げ案、赤：発掘後案、青：当初設計、黒：遺構検出面及び現況地形等）